

令和元年度河北町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河北町の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバルな人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、山形県内でパスポートを取得した若者を対象に、その費用に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてパスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条に規定する一般旅券のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 申請日において町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 平成31年4月1日から令和2年2月29日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者（ただし、当該パスポートが補助対象者の初めての取得の場合に限る。）
- (4) 県内市町村が実施するパスポート新規取得者への補助金の交付を受けていない者
- (5) 補助金交付申請書を令和2年3月19日までに提出できる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、旅券取得手数料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者1人につき5千円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和元年度河北町若者海外体験促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請者の委任があれば、代理人がその申請を行うことができるもの

とする。

- (1) 取得したパスポート
- (2) 振込先通帳
- (3) その他町長が必要とする書類

2 申請者に代わって代理人が交付の申請を行うときは、当該代理人は、当該代理人本人であることが確認できる書類を提示するとともに、委任状（様式第2号）を添付しなければならない。

（補助金交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金の交付対象と認められないときは、申請者に対して町長は、令和元年度河北町若者海外体験促進事業費補助金交付対象者不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の令和元年度河北町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。